

1 人権と国家

A 国家とは

世界…多くの国家によってできている。

国家～ときに暴走 現代の中国、北朝鮮 二次大戦中の日独伊

国家の暴走→その国の国民だけでなく、他国の国民の幸福を破壊することがある。

B 国家の役割

国家は不必要か？

国家がなかったら？ 力による支配、無秩序、内戦 国家権力が提供する安全 or 秩序→人びとの幸福の前提

国家かおりさえすれば、どんな国家でもよいのか？ 軍事独裁政権、一党独裁政権、開発独裁政権⇒著しい不正義
権力に群がる校滑な人の利益

C 善き国家の目的＝人権保障

国家～特定の人や団体のものではなく、国民全体のもの⇒国家は国民全員の利益のために使われるべき⇨国民主権

※国民とは誰か

国籍保有者？

社会の構成員？…「在日」の人たちの問題～大日本帝国の植民地にルーツかおる人々→サンフランシスコ条約による日本の独立まで日本国籍をもっていた！！→日本政府は、法務局の通達によって彼らから国籍をはく奪し、その後は外国人登録法によって厳しく管理してきた。この歴史から考えるならば、彼らは日本国民に準じて扱うべき。

国民主権→多数決でものごと決定していくことなのか？

・多数とは？

・多数の意味は不変なのか？

・多数の意味は正しいのか？

国民主権→国の根本的な仕組みを国民が制定し、維持すること＝憲法制定権力「国民」の連続性

国の根本的な仕組み＝国家を国民全員の利益のために使うためのしくみ～憲法…その時々々の単なる多数者のためのものではない！！

国民全員とは？ 国民一人ひとりの集合

⇒全員に対し平等に人権を保障する＝国家の目的

⇒国家の目的…人権保障

⇒人権を保障する国家…立憲主義国家

⇒そういう国は、民主主義国家でもある…立憲民主主義国家

2 人権を保障する憲法の仕組み

A フランス人権宣言 16条

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

→人権保障とそのため権力の分立(権力の制限)が憲法の内容であって、それに反する国家の基本法は「憲法」とは呼ばない。

B 人権保障 13条個人の尊重 個人の生命・自由・幸福追求権

97条この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

14条～40条人権のカatalog

憲法 13条…個々の人権が派生

平等権 (14条、24条)

自由権

- ・身体的自由 (18条、31条～40条)
- ・経済活動の自由 (22条、29条)
⇒「公共の福祉」による特別の制約
- ・精神の自由
 - 思想・良心の自由 (19条)
 - 信教の自由+政教分離 (20条)
 - 表現の自由 (21条)
 - 学問の自由 (23条)

社会権

- ・生存権 (25条)
- ・教育を受ける権利 (26条)
- ・勤労権 (27条)
- ・労働基本権 (28条)

参政権 (15条)

その他 請願権 (16条)、国家賠償請求権 (17条)、裁判を受ける権利 (32条)

人権のカatalogに載っていない権利は保障されないのか？

13条の幸福追求権～包括的基本権カatalogに載ってなくても、多くの個人が幸福を追求して生きていくために必要だと考え、社会で承認されるように至った権利は、裁判所で人権だと認められる＝新しい人権プライバシー権、自己決定権

C 統治機構…権力分立 (次回のテーマ)

D 憲法の最高法規性

憲法第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

1

⇒違憲審査制 81 条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

⇒国権の最高機関 41 条

国会の憲法解釈の重要性…国会は、憲法に反する法律を制定してはならない。

E 憲法の名宛人＝憲法を守らなければならないのは誰？

日本国憲法第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

F 硬性憲法

憲法第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

29 条と人権

大日本国憲法…天皇主権、臣民の権利に対する「法律の留保」⇒治安維持法、国家総動員法～軍事国家
日本国憲法…象徴天皇制、政教分離、9 条⇒日本人を精神的に解放し、自由を与える。

⇒日本は自由な民主主義国家になったか？

3 人権総論

A 人権の主体～13 条、14 条

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

人権…人の権利

人とは？ 憲法 13 条 個人～individual これ以上分割できない社会の最小の単位

個人が人権の単位であるということのインパクト

・「法人」の人権？「天皇」の人権？「女性」の人権？「障害者」の人権？

このように述べると違和感を感じる人もいるかもしれない。しかし、マイノリティがマイノリティとして特別扱いされることが、人権のあり方として望ましいのかどうかは、真剣に考えなければならない。

※外国人にも人権はある？⇒人権とは「人」の権利であって、「国民」の権利ではない。

マクリーン事件（1978） ベトナム戦争反対の運動に参加したことが、在留許可の延長の許可の際に消極的な事情としてしんじやくされたとしても、表現の自由の侵害ではないとされた事件。

※※プロフェッションの憲法上の権利

大学教師の学問の自由、小中高教師の教育の自由、ジャーナリストの報道の自由→個人の自由というよりも、社会の利益のため

B 新しい人権としての13条

→この条文から、どんな権利でも引き出せるわけではない～人権主体としての個人の自律に深く関係する権利
プライバシー権と自己決定権

プライバシー権 放っておいてもらう権利 or 自己情報コントロール権

自己情報コントロール権～法律・条例での実現化が必要…行政機関個人情報保護法、個人情報保護条例

放っておいてもらう権利— 私的な情報をみだりに公開されない権利

前科照会事件（1981）市がある人の前科の情報をその人の訴訟の相手方の弁護士に教える～損害賠償

早稲田大学名簿提供事件（2003）早稲田大学が、江沢民講演会に出席した学生の名簿（氏名・住所・電話番号・学籍番号を記載）を無断で警察に提供してしまう～損害賠償

自己決定権～エホバの証人輸血拒否事件（2000）～損害賠償を認める

プライバシー権を追加する憲法改正？

C 13条と14条との関係

14条→マイノリティ集団に属することで社会の多数者から偏見をもって扱われることによって、個人の尊厳を傷つけられることを防止する。→13条+14条=個人としての尊重

※社会の中で差別されている集団を優遇することはありうる（アファーマティブ・アクション、ポジティブ・アクション）。それは、そのような集団に属している人々に対する将来における差別の解消のためと考えられるべき。

D 日本の最高裁～平等には比較的好意的

これまでだされた9件の法令違憲判決のうち、51件が平等

・尊属殺人重罰規定

・衆議院議員定数配分規定×2

- ・非嫡出子の国籍取得制限規定
- ・非嫡出子の法定相続分差別規定

学説～14条1項後段列挙事由～特別意味説

人種、信条、性別、社会的身分又は門地

判例はこの法理を認めていないが、女性差別、非嫡出子に対する差別を厳しく審査している。

4 二重の基準論

A 二重の基準論とは

精神的自由の制約は、経済的自由の制約よりも厳しく判断されなければならない

→投票箱による決着の前提

※背景には、アメリカにおける福祉国家への移行の際、連邦最高裁が抵抗したことがある。⇒最高裁は、福祉国家への移行を認め、判例によって二重の基準論が生み出される。

精神的自由の制約…厳格審査または中間審査→違憲になりやすい

経済的自由の制約…緩やかな審査基準→合憲

B 二重の基準論の根拠

経済的自由の制約は投票箱で決着をつけるべきだが、表現の自由をはじめとする精神の自由は、民主政のプロセスにとって不可欠な権利なので、その制約については、裁判官による厳密な判断を必要とする。

5 日本における違憲審査制

A 条文の構造 22条、29条に「公共の福祉」⇒二重の基準論が採用されていることは条文上明らか

B 実際の判決

①思想良心の自由 国旗・国歌の教員に対する強制（2011）⇒間接的に思想良心の自由を制約するが、マナーを教えることは教育目的として認められ、教育上の行事にふさわしい秩序を確保し、式典の円滑な進行を図るという目的に照らし、教員という仕事である以上制約は正当化される。

※起立・斉唱の拒否だけでは、戒告までは認められるが、減給は違法（2012）

②表現の自由

a 国家公務員に対する政治活動の自由の禁止（国家公務員法 102条）

猿払事件北海道猿払村の郵便局員が、勤務時間外に組合活動の一環として、日本社会党のポスターを公営の掲示板に貼り付け、国家公務員法に問われた事件

一審、二審は無罪判決⇒適用違憲 このような公務員に国家公務員法を適用するのは表現の自由に反する

最高裁（1974）逆転有罪 表現の自由そのものに対する規制ではなく、行動から派生する弊害を除去したと

ころ、たまたま表現の自由を制約することとなった「間接的・付随的規制」であるから、緩やかに判断してよい。

b 国家公務員法 102 条のその後

その後、国家公務員法違反による起訴はなかったが、2004 年に突如復活した。…共産党を支持する公務員による文書配布に対する二つの事件

- ・堀越事件 一審有罪、二審無罪、最高裁無罪（2012） 国家公務員法 102 条で禁止される政治活動は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、現実的に起こり得るものとして実質的に認められる政治的行為をいう。本件のような裁量の余地のない公務員による時間外の文書配布活動にそのようなおそれはない。
- ・世田谷事件（2012） すべて有罪⇒課長補佐であり、政治的中立性を損なうおそれが実質的にありうる。

c 集合住宅におけるポスティングに対する規制→立川反戦ビラ事件

※堀越事件とほぼ同時に起きる。2004 年～改憲の動きと同時

一審無罪、二審有罪、最高裁有罪（2008）

⇒判旨…他人の管理する場所において意見を述べる権利はない。…表現を伝える権利は？

葛飾マンション事件最高裁判決（2009）立川事件と同趣旨だが、調査官は、一階の集合ポストであれば話は異なった可能性について示唆している。

d デモと集会の自由…日本の最高裁は、デモや集会の許可制については、それなりに限定した判断をしている。
・一般的な許可制は検閲になり、違憲。他者の人権に対する明白かつ現在の危険がある場合には、不許可も許される。

■ 2009 年岡山市の音楽ホールの使用不許可処分に対し、許可処分を出すよう仮の義務づけ（岡山地裁）

- ・松本駅自由通路事件 上の法理があてはまるはずだが…。
 - ・大阪駅前ビラ配り事件 大阪市の瓦葺受容れについて公道で演説をしていた阪南大学准教授が、鉄道営業法違反、不退去罪、威力業務妨害罪で逮捕された事件⇒不起訴
- 一名の起訴⇒一審無罪（2014） 今月 28 日高裁判決が注目される

e ヘイト・スピーチデモを禁止すべきか？

「ヘイト・スピーチは害悪だが、官邸前デモも同じだよな」という権力者の声

「政権に対するヘイト・スピーチ」？

政府は批判に対して説明することではじめて正当性をえるという考え方がどこまで共有されているのか？

③経済活動の自由

薬事法違憲判決（1975）、森林法違憲判決（1987）